



経営するすし店の近くに立つ澤田忠義さん。奥に関西電力美浜原発が見えます。福井県美浜町竹波で11月

三の前に原発 変わらぬ

40年超経過した原発は安全なのか……。老朽化などを危惧する住民らが関西電力美浜原発3号機(福井県美浜町)の運転差し止めを求めて仮処分申請は20日、大阪地裁に却下された。同原発が見える同町竹波地区では店舗を営み、区長を務める澤田忠義さん(62)はもともと裁判所が運転差し止めの決定を出すとは思っていなかった。稼働の有無にかわらず自前の前に原子炉があることは変わらない」と冷めた口調で司法判断を受け止めた。

(1面参照)

1キロに住む区長 不安と覚悟抱え

美浜原発3号機を巡る主な経緯

1976年 12月	営業運転開始
2004年 8月	2次系配管が突然破断して蒸気や熱水が噴出、作業員5人が死亡、6人が負傷する事故が発生
11年 3月	東日本大震災で東京電力福島第1原発事故が発生
5月	定期検査や安全対策工事で停止
13年 7月	改正原子炉等規制法施行で原発の運転期間が原則40年、最長20年延長が可能に
16年 11月	原子力規制委員会が美浜3号機について、最長20年の運転延長を認可
21年 4月	福井県が再稼働に同意
6月21日	福井・滋賀・京都3府県の住民が運転差し止めを求める仮処分を大阪地裁に申請
23日	「40年超原発」として再稼働
10月	テロ対策施設の建設が遅れて停止
22年8月30日	運転を再開。9月1日に発送電も始まる
12月20日	大阪地裁が運転差し止めを認めない仮処分決定

経営する「寿し波」の玄関を開けると目の前に広がる。浜の砂は白く、夏は波も穏やかで強い陽光に海面は青く輝く。北陸屈指の海水浴場、浜を聞いた。同県北部の鯖江市出身。伯父の介護のため、24歳の時に、父の出身地である美浜町に移住。2006年に原発至近での生活は40年

店を開いた。自身の店も、開店時には

近くなかった。「怖さはないから任せなければ仕方ない。昔さんが思ってほどには不安もある。でも、原電は逐一情報も入れてくれる葉を選ぶ。市街地から離れ、小学校もなくなった不便な地区を活動づけるには、原発の稼働や増設をめぐまないと

は原発事故前と比べると4割程度に落ち込んでいる。地区的な事情も一緒だ。36戸の地区には20軒以上の民宿があり、定期検査などを従事する原発労働者を受け入れてきた。その民宿は現在は大半が休業中だ。「民宿も体力がなくなれば再開できない。原発があと、10年止まつたまゝなら、もう再

しかし、開店から4年後の11年3月、東日本大震災が発生。東京電力福島第1原発事故が起き、美浜原発が発生事故が起き、美浜原発が停止した。さらに、この3年は新型コロナウイルス禍が加わり、店の売り上げは原発事故前と比べると4割程度に落ち込んでいる。地区的な事情も一緒だ。36戸の地区には20軒以上の民宿があり、定期検査などを従事する原発労働者を受け入れてきた。その民宿は現在は大半が休業中だ。「民宿も体力がなくなれば再開できない。原発があと、10年止まつたまゝなら、もう再

織り込んでいた。夏はウニやアワビがとれ、冬は寒びに脂が乗り、イカは甘みを増す。近海の新鮮な地タラが人気で、開店当初から売り上げは上々だった。

竹波地区に移り住んで以

降、美浜原発でも複数回の事故があった。4年には3号機の配管が破断し蒸気や熱水が噴出し、作業員11人が死傷した。そして、福島第一原発事故で、古里を失つた。

可能性を自前に突きつけられた。今も昔も原発の安

全性は信じるが、根拠は變わった。

「以前は人ごとのように

大丈夫と思っていたが、今

は違う。福島の事故を見て、半端でなく怖いと思った。

原発も見学し、今は知識を持っています。美浜で原発事故が起きた可能性がゼロではない

「結論ありき」住民側弁護団

「不当な決定」「司法が役割を放棄」。関係者からは住民側の主張を全面的に運転差し止めを求めて仮処分を申し立てた木原社林定だ。裁判所は関電の言うことを見直し、2月に決定内容を聞

べき。ただ、私は覚悟を聞いて住んでいる。今回、運転差し止めの仮処分を申請したのは、亡父の「竹波を頼むぞ」という遺言だ。地区を去った人の中には、口にはしないが原発への不安を抱えていた人も多いと推測する。

【本当に嫌なら出て行け】

【高橋隆輔、写真も】

役割を放棄。関係者からは住民側の主張を全面的に運転差し止めを求めて仮処分を申し立てた木原社林定だ。裁判所は関電の言うことを見直し、2月に決定内容を聞

た。

割れる司法判断 確定なく

第一原発事故以降、原発の運転差し止めや国の設置許可を否定する司法判断は各地で相次いでいる。いずれも地震の揺れや火山噴火など自然災害への想定の不十分さを指摘したが、差し止めが確定したケースはない。司法の見解は割れている。

原発訴訟を巡る司法判断の基本的な枠組みとされるのが、四国電力伊方原発訴訟の最高裁判決(1992年)だ。裁判所が安全性を判断する際、国や電力会社の裁量を広く認めることで、運転の停止に高いハードルを設定する。しかし、津波想定の甘さが深刻な事態を招いた福島事故後は、国、電力会社の姿勢を厳しく問う司法判断も目立つ。

福井県高浜町に対する大津地裁

運転を認めない司法判断は福島事故後に9例あるとみられるが、審理中の計3件を除くと、いずれも上級審や異議審で国による安全審査の妥当性などが認められ判断が覆っていない」と判断した。

運転を認めない司法判断は福島事故後に9例あるとみられるが、審理中の計3件を除くと、いずれも上級審や異議審で国による安全審査の妥当性などが認められ判断が覆っていない」と判断した。

決定(2016年3月)。福島事故の原因究明中に国が策定した新規制基準について、「公共の安寧の基礎に

た。

電の東海第2原発(茨城県東海村)の運転差し止めを命じた。東海第2は震災後から動いていない。判断は周辺自治体の避難計画の不備を指摘する一方、老朽化について一点検や管理がされ、安全性を欠くとは言えないと判断した。

電の東海第2原発(茨城県東海村)の運転差し止めを命じた。東海第2は震災後から動いていない。判断は周辺自治体の避難計画の不備を指摘する一方、老朽化について一点検や管理がされ、安全性を欠くとは言えないと判断した。

【高橋隆輔、写真も】

かされること、「不当決定ゆえに即時抗告へ」と書かれた紙を裁判所に提出した。裁判所は関電のリスクを予見するのは専門家でも困難なのに、具体的な危険性の立証を住民側に求め指摘。『原子力災害のリスク』は集まった数十人の支援者に対し、「結論ありきの決

定だ。裁判所は関電のリスクを予見するのは専門家でも困難なのに、具体的な危険性の立証を住民側に求めているのは問題だ』と疑問を呈した。古川幸奈、沼田亮、山本康介】